





知っ得情報

みなさん、こんにちはお車の調子はいかがですか？

「暑さ寒さも彼岸まで」。少しずつ春の陽気を感じられる時間が増え、お花見に代表される春の行楽シーズンの始まりです。家族や気の置けない仲間と、各地の桜の開花に合わせてドライブに出掛けるのもいいですね！

知らなかったでは済まされない交通ルール

春といえば、初心者マークをつけた新米ドライバーたちが路上デビューをする時季でもあります。緊張した面持ちでハンドルを握っている姿を見ると、どこか危なっかしく、自信なげに映ります。そんな新米ドライバーさんに対して、「幅寄せ」や「割込み」といった行為は道路交通法違反となり、罰則を科せられることをご存知でしたか？ここで、初心者マーク以外の物も合わせて、簡単におさらいしてみましょう。

名称	様式	表示対象者	表示義務
初心運転者標識 (初心者マーク)		運転免許取得後、1年未満のドライバー	表示しない場合、道路交通法違反となり、反則金4,000円・処分点数1点が科せられます。
高齢運転者標識 (高齢運転者マーク)		70歳以上で、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあるドライバー	表示するように努めてください。 (罰則はありません)
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)		政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に、運転免許に条件を付されているドライバー	表示しない場合、道路交通法違反となり、反則金4,000円・処分点数1点が科せられます。
身体障害者標識 (身体障害者マーク)		肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付されているドライバー	表示するように努めてください。 (罰則はありません)

やむを得ない場合を除き、上記を表示した車両へ「側方」に幅寄せ」や「割込み」をした場合、道路交通法違反となり、5～7,000円の反則金と処分点数1点が科せられます。

いかがでしたか？交通ルールは、知らなかったでは済まされませんので、しっかり覚えておきましょう。また、クルマ社会には交通ルールに定められていないマナーやモラルといった曖昧なものも存在しますので、先輩ドライバーとして、お手本となるような思いやりのある運転を心掛けてください。